

令和6年第4回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回臨時会
2	開会	令和6年10月25日
3	閉会	令和6年10月25日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	5件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 3件 (2)原案承認 1件 (3)原案同意 1件
8	その他	傍聴者 12名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和6年 第4回南幌町議会臨時会 会議録

令和6年10月25日(金)

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本 要	2 番	西 股 裕 司
3 番	星 真 希	4 番	熊 木 恵 子
5 番	佐 藤 妙 子	6 番	細 川 美喜男
7 番	加 藤 真 悟	8 番	石 川 康 弘
9 番	高 橋 修 平	10 番	家 塚 雅 人
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

7 番	加 藤 真 悟	9 番	石 川 康 弘
-----	---------	-----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局 長	齊 藤 隆	議事係 長	富 木 孝 郎
-------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
監 査 委 員	白 倉 敏 美		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保健福祉課長	谷 藤 朋 代
産業振興課長	岩 本 聖	都市整備課長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病院事務長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長) 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長) 笠 原 大 介

1 0. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

1 1. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和6年第4回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

7番 加藤 真悟議員、8番 石川 康弘議員。以上、御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は10月25日、本日1日限り
といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は10月25日、本日1日
限りと決定をいたしました。

町長より就任にあたって挨拶を行いたい旨、申し出がありましたので
会議規則第50条の規定により発言を許可いたします。

町 長

2期目の就任に当たりまして、議長のお許しをいただき、所信を表明
する機会を頂戴いたしました。議員の皆様にご心より感謝申し上げます。

さて、9月8日執行の町長選挙におきまして、町民皆様の御支援と
温かい御厚情を賜り、再選の栄に浴し、引き続き、町政運営を担わせて
いただくことになりました。今回は無投票による当選であり、改めて
責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。皆様から
寄せられました信頼と期待に応えるため、新たな決意を持って、南
幌町のさらなる発展、さらなる活性化に取り組み、将来にわたり子ども
たちと笑顔で暮らせるまちづくりの実現に向け、全力を尽くしてまい
ります。

2期目を迎えるに当たり、これまで取り組んだ様々な施策をさらに
展開し、町民皆様の暮らしを守り、自立した活力あるまちを維持して
いくため、これからの町政運営において、六つの柱を基本に進めてま
いりますので、その考えを述べさせていただきます。

第1に、子どもたちが生き生き輝く人づくりです。子どもを安心して
産み育てられるよう、子育て環境を充実させます。小中高生の医療
費無償化の継続、高校生等通学費助成限度額の引き上げ、学校給食費
の2分の1の助成や、新たに出産時におけるタクシー利用助成を行う
など、子育て環境の向上に取り組んでまいります。

第2に、健やかな毎日を支える健康づくりです。いつまでも住み慣
れた地域で健康に暮らし続けられるよう、介護予防や医療サービスの

充実を図ります。各種検診の受診率向上により、重症化予防や、高齢者の居場所と生きがいづくり事業を促進するとともに、新たに健康マイレージ事業と、带状疱疹ワクチン接種料金の助成を実施し、町民が健康で安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

第3に、誰もが安心して暮らせる安心づくりです。町民が安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組みます。町民の命を守ることは、町の使命です。災害に備えた避難所施設や防災資機材等の充実を図るとともに、町内における浸水想定情報の表示など、町民への災害対策情報を発信してまいります。また、住民ニーズに沿ったデマンド交通の運行と、新たに高齢者等のごみ出しサービスや、一人暮らし高齢者の安否確認システムを導入してまいります。

第4に、まちの活力を高める産業づくりです。農業、商業、工業などの地場産業の連携により、地域経済の活性化を推進します。引き続き、農業基盤整備の推進と、担い手の育成確保に努め、持続可能な農業の展開を図ってまいります。また、空き店舗を活用する起業者を支援し、商店街の活性化を推進するとともに、地元就職者への就業祝い金の支給や、準工業団地等整備による企業誘致と民間賃貸住宅の誘導により、地域経済の活性化を推進してまいります。

第5に、賑わいを生み出す元気づくりです。交流人口の拡大、移住定住に取り組み、町の賑わいを創出します。まちづくりの指針、戦略方針等を作成するとともに、はれっばと中央公園を核とした交流人口の拡大と、子育て建築費助成などによる移住定住の促進に取り組みます。また、多くの住民が集い賑わう交流の場づくりや、地域振興事業による支援、温泉施設の改修とキャンプ場等の整備により、温泉周辺の活性化を図ります。

第6に、持続可能な行政運営による信頼づくりです。協働のまちづくりの推進と、行財政改革による財政基盤の安定を図ります。町民・団体などが提案するまちづくり活動を支援します。また、行財政改革の推進による持続可能な行財政運営を図るとともに、さっぽろ連携中枢都市圏や南空知定住自立圏による広域行政や、書かない窓口などのデジタル化の推進により、住民サービスの向上を図ります。

以上、町政運営に関する基本的な考えを申し上げました。私はこの4年間で培った首長としての経験と人脈を最大限に生かし、また、選挙を通じて町民皆様からいただきました、町政に対する思いや御意見をしっかりと受け止め、全力で取り組んでまいります。今後の町政運営につきましては、町民との信頼関係を基にした協働と、議会との議論を踏まえ、一步ずつ着実に進めてまいりますので、引き続き、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、2期目就任に当たりましての私の所存とさせていただきます。

議 長

ここで、職員退席のため暫時休憩をいたします。

(午前9時38分)

(午前9時39分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程3 諸般報告をいたします。

・ 1 番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済みといたします。

・ 2 番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和 6 年 8 月分
及び 9 月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容につい
ては御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

●日程 4 議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度南幌町一般会計補正予算(第 6 号))を議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第 5 5 号 専決処分の承認を求
めることにつきましては、令和 6 年度南幌町一般会計補正予算(第 6
号)であり、歳出では、10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙に係る
経費の追加、歳入では、国庫支出金、財政調整基金繰入金の追加が主
な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 5 万
8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3
億 2, 1 6 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、ご承認賜りま
すようよろしくお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長 それでは、議案第 5 5 号 専決処分書、令和 6 年度南幌町一般会計
補正予算(第 6 号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたしま
す。9 ページをごらんください。

2 款総務費 4 項 3 目衆議院議員選挙費、補正額 8 5 5 万 8, 0 0 0
円の追加です。衆議院議員選挙事業で、10 月 27 日執行の衆議院議
員総選挙に係る一連の経費を次ページにかけて追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書 8 ページをごらんください。

1 5 款国庫支出金 3 項 1 目総務費委託金、補正額 8 5 0 万円の追加
です。衆議院議員選挙費委託金を追加するものです。

次に、1 9 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 5 万 8,
0 0 0 円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ 8 5 5 万 8, 0 0 0 円を追加し、補正後の
総額を 7 3 億 2, 1 6 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。以上で、議
案第 5 5 号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ち
に採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度
南幌町一般会計補正予算(第 6 号))は、原案のとおり決定することに
御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程5 議案第56号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第56号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳出では、窓口スマート化導入事業に係る経費、除雪機械修繕料の追加、歳入では、国庫支出金、財政調整基金繰入金及び地方債の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,129万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,289万8,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、議案第56号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第7号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書10ページをごらんください。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額502万5,000円の追加です。窓口スマート化導入事業で、窓口収納キャッシュレス決済システム並びに窓口支援システム導入に係る経費として、委託料、使用料などを追加するものです。なお、両システムとも令和7年2月の運用開始を予定しており、窓口収納キャッシュレス決済サービスの導入により、各種証明手数料をクレジットカード、電子マネー等での支払いが可能となります。また、窓口支援システムは、マイナンバーカードなどを利用して申請書を作成する、いわゆる書かない窓口の導入で、約330の申請に対応いたします。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額626万7,000円の追加です。町道除排雪事業で、除雪車両2台について、9月に実施した車検整備の際、不具合が発見され、早急に修繕しなければ除雪作業に支障をきたすため、係る経費を追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書9ページをごらんください。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額250万円の追加です。窓口スマート化導入事業に係る補助金です。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額259万2,000円の追加です。財源調整を行うものです。

次に、22款町債1項3目土木債、補正額620万円の追加です。除雪機械整備に係る地方債の追加です。

以上、歳入歳出それぞれ1,129万2,000円を追加し、補正後の総額を73億3,289万8,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正の説明を行います。予算書5ページをごらんください。

変更です。除雪機械整備事業の補正前の限度額1,210万円を補

正後の限度額1,830万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。以上で、議案第56号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第56号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程6 議案第57号から日程7 議案第58号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程6 議案第57号 南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定について

●日程7 議案第58号 南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定について

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第57号 南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定及び議案第58号 南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定につきましては、いずれも指定管理者制度の導入を図るため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第57号及び議案第58号の2議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第57号南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定についてご説明します。今回の改正は、南幌町農村環境改善センターを来年度より指定管理者制度により管理運営を行うことから、所要の改正を行うものです。条例の構成につきましては、第1条から第15条までの構成となります。条例名「南幌町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例」。

第1条は、施設の設置目的について規定しています。

第2条は、施設の名称及び位置について規定しています。

第3条は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、本施設の管理を指定管理者に行わせるものとし、指定管理者が行う業務を規定しています。

第4条は、利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならな

いことを規定しています。

第5条は、施設の管理運営上、必要と認めたときは利用の制限をすることができるとする規定です。

第6条は、利用の変更、停止又は許可の取り消しの規定です。

第7条は、施設の利用にあたり、特別の設備を設ける時などにおいて許可を受けなければならないことを規定しています。

第8条は、利用料金について規定しています。条例本文の次ページ、別表、第8条関係をごらんください。

別表では、多目的ホール、研修室、農村青年室など各室それぞれの利用時の利用料金の上限額を規定しています。条例本文にお戻りください。

第9条は、利用料金の免除、第10条は、利用料金の還付について規定しています。

第11条は、施設の利用を終えたときは現状に回復しなければならないことを規定しています。

第12条は、利用者が施設等を損傷したときに、その損害を賠償しなければならないことを規定しています。

第13条は、本施設内の秩序を乱すおそれのある者の入館を禁止、退館させることができるとする規定です。

第14条は、管理上必要がある時は、必要な措置をとることができるとする規定です。

第15条は、規則への委任規定です。

附則として、第1項は施行期日の規定で、この条例は公布の日から施行する。

第2項は経過措置の規定で、本条例施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌町農村環境改善センター条例を適用することを規定しています。

続きまして、議案第58号 南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。今回の改正は、南幌町農村環境改善センター同様、南幌町スポーツセンターを来年度より指定管理者制度により管理運営を行うことから、所要の改正を行うものです。条例の構成につきましては、第1条から第15条までの構成となっております。条例名「南幌町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例」。

第1条は、施設の設置目的について規定しています。

第2条は、施設の名称及び位置について規定しています。

第3条は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、本施設の管理を指定管理者に行わせるものとし、指定管理者が行う業務を規定しています。

第4条は、利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならないことを規定しています。

第5条は、施設の管理運営上、必要と認めたときは利用の制限をすることができるとする規定です。

第6条は、利用の変更、停止又は許可の取り消しの規定です。

第7条は、施設の利用にあたり、特別の設備を設ける時などにおいて許可を受けなければならないことを規定しています。

第8条は、利用料金について、規定しています。

条例本文の次ページ、別表1及び別表2、第8条関係をごらんください。

別表1では、アリーナ、格技場、ランニングコース、トレーニングルーム、別表2では、プールのそれぞれ占有及び個人利用時の利用料金の上限額を規定しています。条例本文にお戻りください。

第9条は、利用料金の免除、第10条は、利用料金の還付について規定しています。

第11条は、施設の利用を終えたときは現状に回復しなければならないことを規定しています。

第12条は、利用者が施設等を損傷したときに、その損害を賠償しなければならないことを規定しています。

第13条は、本施設内の秩序を乱すおそれのある者の入館を禁止、退館させることができるとする規定です。

第14条は、管理上必要がある時は、必要な措置をとることができるとする規定です。

第15条は、規則への委任規定です。

附則として、第1項は施行期日の規定で、この条例は公布の日から施行する。

第2項は経過措置の規定で、本条例施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌町スポーツセンター条例を適用する。以上で、議案第57号及び議案第58号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第57号 南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定についての質疑を行います。

1番 湯本 要議員。

湯本議員 今、農村改善センターの条例と、スポーツセンターの条例と共通するところもありますので、あわせてということになると思うんですが、第5条の2、各号の一に該当するときは利用の許可をしないという項目の中にですね、(3) 特定の政党の利害に関する事業を行うときという項目が入っております。同時に、一般にみられる反社の使用制限については、この項目には書かれていません。特定政党の利害に関する事業を行うときというのはですね、これは憲法21条に違反する行為だということで、内閣のほうでもはっきりと、これに関する様々な裁判や事例について回答が出されているというふうに思うんですが、なぜこの項目が入っているのか、説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

議長
生涯学習課長

湯本議員の御質問にお答えいたします。この部分につきましては、他の公共施設も同じかと思うんですが、特定の政党への加入促進ですとか、そういう部分につきまして、利用の制限を求めるというものでございます。以上です。

議 長
湯本議員

1 番 湯本 要議員。

地方条例やその他ではですね、憲法の上に立つものではありません。憲法第2条は、思想信条の自由、政治活動の自由という項目があつてですね、これらの件に対して、国会の中でも様々な議論がされてきています。それで、それに対する回答として、安倍晋三内閣の時にですね、安倍晋三首相が回答書をちゃんと正式に出してですね、確か、公的機関、まあ公民館等での政治活動、特に政党ですね。政党というのは本来反社でも何でもないので、国民の政治活動を主に担うべきとした、民主主義の国家において認められている団体ですから、この活動を制限する、もしくはそれを理由に使用許可をするということについては、公益に反するというので、それを排除することは適切でないという趣旨の談話が出されているはずであります。従つて、今の回答でいいですよと、特に使用を排除するような理由は見当たらないということと、この利用について、特定に排除する場合には、法律に基づくことが根拠でなければならないと。であれば、暴力団など反社的なものには、暴対法などの法律がちゃんと国会で決められているわけですから、そうした反社に対する使用制限というのは明確にすべきではありますが、政党またはその政治活動に対する制限を加えるような、こういう規定はそぐわないということで、ここについては削除を求めたいというふうに思います。

それからもう1点、利用の取り消しですね。利用日の10日前までに変更または取り消しを申し入れた場合というのが、次ページの第10条(3)に出されているんですけども、10日というと、事務的にやるほうとしては確かにそのほうが余裕があつていいのかもしれませんが、実際に地域で活動していますと、それぞれの事情があつて、用途の変更や借りていた会場の変更届などもせざるを得ないということが起きてくるわけです。ちょっと調べてみましたら、栗山町では前日まで申し出があれば変えるということになっているので、せめてですね、ここについては5日ないし1週間以内の届出があれば、変更届ができるというようにしていただきたいというふうに思っております。その2点について、再度御回答ください。

議 長

暫時休憩をいたします。

(午前10時03分)

(午前10時08分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長

湯本議員の御質問にお答えいたします。まず、先ほどの特定の政党の利害に関する事業を行うときという部分でございますが、湯本議員おっしゃるとおり、この部分については国の例に沿ひまして制限をするものであつて、あくまでも政党の集会ですとか、そういう事業については、する部分については問題ないと考えております。

続いて2点目の、利用の変更の部分でございますが、こちらにつきましては、指定管理をしている施設全てについて、同じ文言で入れているものでございます。ただ、あくまでも規定はされておりますけど

も、これまでも実情に応じて柔軟に対応をさせていただいております。以上です。

議長
湯本議員

1 番 湯本 要議員。

ということは、文面からそこは削除するということですね。もしくは書き換えをちゃんと趣旨に沿ってするということですね。このままということにはならない。それが1点。

それから、ぜひお願いしたいのはですね、政党はそれはもう民主主義で今選挙をやっているのだから国費でやっているわけですから、先ほど予算も通過しましたけど、政党に制限を加えるということになれば選挙ができないことになりますから、そこは変えていただきたいということと、それからですね、隣町の栗山のやつも参考にちょっと調べさせていただきました。ちゃんと施設の利用制限についてはですね、こういうふうに書いてあるんですね。その他使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、ということで根拠のある暴対法という法律です。その施行第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されること、これは使用許可はしないというようにしているわけです。ですから、ばくつとじゃなくてですね、使用を制限する場合は、指定管理者の思惑でやるのではなくて、法律的な根拠を持ってしっかりとやるというようなことが明確にされていないと困るということと、特に公共施設の暴対法、反社に対する規定をきちっと書いておかないと、後でいろいろ問題も出てくると思います。この規定については、大体の自治体でほとんどこれがかかれていたというふうに思いますが、この南幌の条例にはここが抜けているというふうに思いますので、あわせて御回答ください。

議長
副町長

副町長。

ただいまの湯本議員の御質問にお答えいたします。まず1点目の政党につきましては、そこは政党の活動を除外するわけではございませんので、あくまでも国のほうで示されている部分、それ以外の場合はですね、利害関係とかそういう場合が生じたときには、そのような対応をするということですので、御理解をいただければと思います。

それとあと栗山町の部分ですね。こちらにつきましても、うちのほうは条例上はうたっておりませんが、規則のほうに委任する形を取らせていただいておりますので、その辺ですね、規則のほうで明確にしていこうということで考えております。それで、今おっしゃられたように、この条例を町としては、このようなことで今修正するという考えはございませんので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長
湯本議員

1 番 湯本 要議員。

趣旨は理解したけどもこれは変えないということであればですね、これはね、基本的に理解していないということなんですよ。基本的に。やっぱり今言われたような回答をするのであれば、文面もちゃんと変えないと、我々の持っている思いはこうなんだけどもということでも、文面がひとり歩きしますからね。これの解釈に基づいて裁判だって行われるわけですから、それに対してどういう答弁をしたかということ

は二の次ですからね。だから、きちんと私が今主張したことについて理解ができたのであれば、文面も変えるというふうに手続きを取らなければ、これは議論の意味がありませんよ。ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

議 長
副 町 長

副町長。

今のお答えをしますけれども、施設の利用を制限しているわけではないということで、私は国の指針とかですね、そういうものに従って利用は認めていくということで考えておりますので、それ以外の部分でこういう利害関係があった場合についてはということで、先ほどお話をさせていただいているところでございます。それで、町としてはこのような形で条例を提案させておりますので、先ほど申した暴対法の関係もですね、そこはこちらの規則のほうに委任するという形で委任規定がございまして、そちらのほうで対応していくということで理解をしていただければと思います。それで、もし修正ということであれば、議員のほうから修正議案を出していただくような形になるかと思っておりますけれども、それは議会のルールに従ってやっていただくしかないのかなと思っておりますので、町としてはこの条例のまま行かせていただくということでございます。以上です。

議 長

湯本議員に、今度5回目になるので、できればまた58号のほうで質問をしていただければというふうに思っています。

ほかに質疑はございませんか。

4番 熊木 恵子議員

熊木議員

利用料金の免除のところについて質問します。第9条、利用料金の免除で、1から13まであるんですけども、免除の基準というのが、スポーツセンターも改善センターもあいくるも同じように設けているんですけども、私は以前予算委員会の時にちょっと質問したんですが、町内にある団体というか、自分たちで病気をして、そこで任意に立ち上げて、健康のそういう学習と運動をしているという団体があります。そのところは、入場料というか、講師を招いて体操するので、その費用を集めるんですよ。けども、利用料金、それが免除されないというところで、一応町のほうにもお願いとか、あいくるのほうにも文書とかを出してお願いをしていると聞いています。しかし、この免除規定の中では対象にならないということで、却下されているそうなんですけれども、今回この改正するという中で、先ほど言った13の極めて公共性の高い活動を行う団体で、町長が認める団体が利用する場合というところに、ぜひ加えていただきたいと思いますけれども、その利用目的のところで、自分たちのあくまでもその健康を維持するということで講師を招いているというところでは、特別そこで営利団体とか何かということではありません。ですからそういうところにも、きちんと町長が認めるという形につけ加えていくべきではないかと思うんですけども、ちょっと1点伺います。

議 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

熊木議員の御質問にお答えいたします。こちらにつきましては、あくまでも利用料金の免除という部分でございます。公共施設全て横並

びの考えで減免のほうをしているわけでございますので、今回の御質問につきましては、条例の部分ではなく、個別の案件として協議のほうをさせていただきたいと考えております。以上です。

議 長
熊木議員

4 番 熊木 恵子議員。

個別の案件として対応するということですか。今そのように答弁されたと思うんですけども、これまでも何度か要望を出しているんですけども、それが認められないという段階で、今回これが規定が変わるというところでは、やっぱり今変えないと、いつまで経っても免除されないということにつながるので、ぜひそこを変えてほしいということです。それから、その免除基準の用紙の中には、使用料免除基準については平成 21 年度公共施設使用料検討プロジェクト委員会であんぬん、とあります。ではその条例見直し段階で各課と調整を行った結果、こういうふうになったというんですけども、やっぱりこれを機会に、ぜひ見直し基準の中に設けるということをしてほしいと思うんですけども、そこのところでは、個別に対応するということではそれでできるということですか。再度伺います。

議 長
副 町 長

副町長。

ただいまの熊木議員の御質問にお答えします。条例のこの部分につきましては、基本的にどこの施設もこういう規定で定めがありますので、この規定に基づいて、それぞれその必要があるかどうかということ判断していくということで考えております。それで、今の段階ではそういうところが確認できていないということでもありますので、その辺は改めて確認をさせていただきますけども、あくまでもこの利用料の免除につきましては、個々の状況によって判断をさせていくということでございますので、これを改正するというのは、ここの文言については同じでありますので、この条例の条文に基づいて、それぞれその都度判断をさせていただくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長
熊木議員

4 番 熊木 恵子議員。

今そういう要望が出されていないということだったんですけども、まあ今回は改善センターとスポーツセンターですから、今、先ほどあえてあいくるの話もしました。町内の公共施設で同じようにこの基準を設けているということで、やはり切実な願いで出しているものです。あいくるのほうにも文書で出していると聞いています。それで、私が先ほど言ったように、13 番の町長が認める団体が利用する場合というところに、それでは、町長にその団体がこういうことでお願いをして、それで認められるのかどうか。その辺のところをやっぱりきちんと回答してあげなければ、何も営利目的でやっているわけではないですし、本来、その病気をしてつらい立場の人方が任意に集まってその会を立ち上げて、自分たちで健康を守っていこうという活動をされている団体です。それは町にとっても、そういう団体が存続して自分たちがやっているということは、やっぱり応援すべき問題だと思っておりますので、そこをちょっと回答をお願いします。

議 長

副町長。

副 町 長

今の御質問にお答えします。あくまで基本的には、施設は利用料金をいただく形になっています。それでこの減免規定がございます。それで、ここの条文にありますようにその団体の活動が極めて公共性の高い活動を行う団体であるかどうかということを、町長が判断して認めた場合という条文でございますので、そこは個々の利用の申し込みの段階で、町としてこの条文にあうかどうかを判断した中で、減免するかどうかということを判断するということでございますので、そういうことで御理解をいただければと思います。町長にお願いすればということではなくて、これは町長が認めるというのは、この基準にあうかどうかということを町が認めるかということでございますので、そういうことでございます。

議 長

今の熊本議員の質疑なんですけども、改善センターと異なった部分が入っていると思われます。初めの。最後のほうの形については、町長のその部分については全部に当てはまるのでいいんですけども、その辺の形の中で質疑をまとめて、これからやっていただきたいというふうに思うところです。

ほかに議員各位からの質疑を取りたいと思いますけれども、ありますか。

(なしの声。)

本来なら採決を取っていくんですけど、この58号と関連があるので、58号のほうの質疑を取ってから、一つ一つ起立採決をやりたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは次に、議案第58号 南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定についての質疑を行います。

1 番 湯本 要議員。

湯本議員

こちら先ほどと同じようにですね、同じ規定が書かれております。その特定の政党の利害に関する事業を行うとき、ということになります。この施設を利用する場合にはですね、施設利用料のところにも出ているように、営利を行う企業といいますか、団体、これは認められております。使用料はちゃんと10割加算とか書かれておりますけれども、で、利害に関する事業を行うとだけ読めばですね、そういう展示会も含めて、一般の方も全部使えなくなるんですよ。使えなくなるんです。で、特定の政党の利害に関するというふうになると、これが特定されてしまうんです。そこに特定の政党ということを入れると、これは政党そのものを認めないということになるわけですから。政治活動を認めないと。演説会も利害関係という、営利の事業ですよ。物を売らなくてもね。だからこれは矛盾するんです。だから、先ほど言っている憲法上の解釈からしても、ここは削除すべきだというふうに思います。

それから、もう一つはやっぱり特定の町民の安全を守ることからいってもですね、暴対法などで指定されている暴力団の使用等をきちんと制限していくという項目では、別個になっているというふうに話しましたが、きちんとこの条例の中に入れるべきだと思います。隣の栗山町ではどういうふうになっているか先ほどちょっと読みまし

たけど、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、これがあります。平成3年施行法律第77号第2条第2号に規定する、暴力団の活動に利用されると認められるとき、これは使用を許可しないというふうに明確になっています。こうしたようにですね、どこかに書いてあるからそれは解釈上ということではなくてですね、一般に利用者は何を見るかという、こういう使用基準ですとか、条例案だとかですね、こういうものを見て判断をするわけですから、明確にしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。重ねて言いますが、先ほどの政党のところについて言えば、憲法21条の憲法違反に当たるというふうに私は認識しておりますので、その条文は言われるか言われないうかじゃなくて、職務があるわけですから、自治体に。ぜひ削除をお願いしたいというふうに思います。

議長
副町長

副町長。

湯本議員の御質問にお答えします。基本的には先ほどと同じでございます。特定の政党とか一つの政党ということではございませんので、そのようなことで考えているところでございます。

それとですね、施設の関係、個々、これでいきますと第5条の第2項第1号ですか。公の秩序また風紀をみだすおそれがあるときということが大まかに書いてありますけれども、実は町に暴力追放の条例がございますので、施設の関係です。そちらのほうで、全役場のほうの公共施設が対応して明確にしておりますので、そのようなことでその辺は読み取れるというふうに解釈しております。以上でございます。

議長
湯本議員

1番 湯本 要議員。

最後にします。内閣総理大臣、安倍 晋三、内閣衆議院質問第89号、第266号、平成27年6月19日。衆議院議長、大島議長あてに答弁書として出されたものがここにあります。一般にですね、政党や何かの利用に対する規制は何を根拠に行うかという、社会教育法、昭和24年法律第207号、第23号第2項第3号の規定というものを使ってですね、いろいろ教育上の観点とか、公使用の部分を決められるわけです。公民館の政治的中立性を確保するために設けているものであり、この法律はですね。例えば、特定の政党にだけ有利な条件で利用させるとか、特定の政党に偏ってしか利用させないとか、ということは許されないが、公民館、公的機関を政党または政治家に利用させることを、一般的に禁止するものではないというふうに、明確に答弁しているんです。明確にね。そういうことも踏まえて御判断をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長
副町長

副町長。

今まさに湯本議員がおっしゃられたように、我々としてはその基準に基づいて利用を阻害するわけではないということでございますので、その利害がどのようなことかということは、それはまた別として考えることであって、一般的な利用におきましてですね、政党に使用させないとか、そういうことではないということで、今湯本議員がおっしゃったそのとおりの利用を、我々としてはできるものというふうに考えております。以上です。

議 長
湯本議員

1 番 湯本 要議員。

そのとおりでいいんですよ。だけどこの条例の第3項に、特定の政党の利害に関する事業を行うときというのが残ったら意味がないじゃないですか。これ自体が憲法違反だと僕は言っているんだから。特定の政党の利害に関する事業を行うときというものだけ特出して拾い上げてやったら、これはこれで残したままで恥ずかしくないですか。そういうことですよ。だって、ほかの事業はみんな認めるんだから。政党だけ認めないということになるから、政党の活動を規制するっていう条例になっちゃう。いや、いいですよ。これで恥ずかしくないというならそのままでもいいですけど。以上です。私の質問は終わります。

議 長
副 町 長

副町長。

先ほどの答弁のとおりでございますけど、我々としては憲法違反とっておきませんし、それこそ先ほど申し上げた社会教育のですね、そういう場合に該当するとか、そういう場合については当然この部分は適用されるのかなとおっておりますので、そういうことで判断して利用を許可していきたいというふうに思っています。以上でございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第58号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは1本ずつ行います。議案第57号については、起立採決を行います。

議案第57号 南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立8名、着席2名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第58号について起立採決を行います。

議案第58号 南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立8名、着席2名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

追加日程1 議案第59号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第59号の1議案を追加いたします。

●追加日程1 議案第59号 副町長の選任についてを議題といたします。

関係者の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(副町長 退席する。)

(午前10時36分)

(午前10時37分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。
局長に朗読させます。

局長 (局長朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第59号 副町長の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

現副町長であります小林 史典氏の任期が満了となるため、小林史典氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

選任につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第59号 副町長の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

関係者の着席を求めます。暫時休憩いたします。

(副町長、着席する。)

(午前10時39分)

(午前10時39分)

議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

副町長より就任にあたって挨拶を行いたい旨、申し出がありましたので会議規則第50条の規定により発言を許可いたします。

副町長 議長のお許しをいただき、議会本会議中の貴重な時間に御挨拶の機会を頂戴いたしました。心から感謝を申し上げるところでございます。また、ただいま私の副町長の再任に当たりまして、議員皆様の御同意をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。大変ありがとうございます。私自身、まだまだ未熟ではございますが、副町長としての4年間の経験を生かし、町長の補佐役としてしっかりお支えをし、誠心誠意、全力で職務を果たす所存でございます。大崎町長が就任当初

から掲げております、将来にわたり子どもたちと笑顔で暮らせるまちづくりを実現するために、町民のため、南幌町のため、そして町の振興発展に努める。このことをしっかりと心に刻み、職員ともに力を結集してまいる決意でございます。今後におきましても、議会議員の皆様にご指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、誠に簡単で意を尽くしませんが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時42分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

7 番 _____

8 番 _____